

第3章 基本方針

1 農業及び農村の活性化に向けた基本的な考え方

(1) 農業及び農村の果たす役割

役割1 食料の持続的な供給

食料は、人間の生命の維持に欠くことのできないものであるとともに、健康で充実した生活の基礎として重要なものです。このため、安全性が確保され、安心して消費できる食料が、将来にわたって、持続的に供給される必要があります。

しかし、国内での食料供給力は依然低位で、農業従事者の高齢化の進行など将来的な農業生産の不安定要素もある一方、国際的には、地球規模での気象変動や発展途上国を中心とした人口の増加などから、中長期的には食料需給の逼迫が心配されるなど、食料を取り巻く環境は予断を許さない状況にあります。

三重県においても、県段階のカロリーベースの食料自給率は平成21年度（2009年度）で42%と横ばい傾向にあることから、今後、需要に応じた食料供給力の向上に取り組み、安心して食べられる農産物を安定的に供給することにより、県民の皆さんへの食料供給に対する安心感を醸成していく役割を果たしていく必要があります。

役割2 多面的機能の発揮

農業及び農村は、農産物を安定的に供給する基本的な役割とともに、農業生産や農村地域のさまざまな活動を通じて、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的な機能を有しています。

特に三重県の農業及び農村は、南北に長く、また、海岸線から山脈に至る多様な地形と気候の中で、地域ごとに特色のある農業生産活動と相まって、さまざまな二次的な自然、農村景観や歴史・文化を育んでいます。また、中規模都市が連坦する三重県の都市構造と相まって、多面的機能を県民の皆さんの生活の場へ身近に提供しています。

県民の皆さんがゆとりと豊かさを実感できる暮らしをおくるうえで、農業及び農村が発揮する多面的機能は欠くことのできないものであり、将来にわたり持続的に多面的機能を発揮していく役割があります。

役割3 地域経済と就業の場を担う産業

三重県の産業全体から見れば農業の占める割合は小さいものですが、近年、大規模な農業経営や農業生産法人などの企業的な経営が生まれつつあるとともに、他産業から農業に参入する企業も現れてきています。

また、農産物直売所や大規模小売店内の農産物直売コーナーなどを通じて、直売に取り組む農業者が増加しており、その販売額も年々増加するなど、地域に新たな活力を生み出してきています。

さらに、食品産業と連携した新商品の開発、地域の自然や景観を生かした集客ビジネス、加工や販売に一体的に取り組む6次産業化など「売れる農業」に向けた新たな価値創出への取組も育ちつつあります。

こうした新たな農業及び農村の活動は、地域経済の循環と地域就業の場として大きな

役割を担っています。

(2) 取組展開に向けた基本視点

農業及び農村を取り巻く環境は大きな転換期を迎えており、今後、こうした状況に的確に対応し、農業及び農村の果たすべき役割を持続的に発揮していくためには、中長期を見通した新たな発想での確かな視点を持って農業及び農村の活性化に取り組んでいくことが必要です。

また、三重県の農業及び農村を次の世代に継承していくためには、最も身近でその恩恵を享受している県民の皆さん一人ひとりが県産農産物に込められた農業及び農村の価値を適正に評価し、日々の生活の中で積極的に選択するとともに、県民の皆さんの理解と行動に支えられた農業者や食品産業事業者が質の高い食料を合理的な価格で供給する努力を続けていくことが極めて重要となります。

こうしたことをふまえて、本計画を策定するにあたっては、「消費者の視点に立った『売れる農業』の展開」「将来にわたる農業の持続的発展」「地域の創意工夫を重視した施策の展開」の、3つを基本視点としました。

これら基本視点と“みんなで力を合わせて新しい三重を創る「県民力による協創の三重づくり」”を施策展開のベースに置いて、関係する主体の皆さんの自主的で継続性のある取組を促しながら、将来にわたって県民の皆さんが豊かな三重県の「食」の恩恵を享受でき、農業者や食品産業事業者が誇りと希望を持って生産活動に取り組むことができる社会をめざします。

基本視点1 消費者の視点に立った「売れる農業」の展開

農業及び農村の果たすべき基本的な役割である農産物の安定的な供給に取り組むためには、持続的な生産体制を構築するだけでなく、安全・安心、新鮮、高品質、手頃な価格、健康など、消費者の食に対する多様化するニーズに応え、マーケットで支持される農産物を生産していくことが極めて重要です。

市場流通での産地間競争の激化に加え、市場外流通の増大、大型量販店による寡占化、外食や中食需要の増加などマーケットの動向が劇的に変化している中、マーケットで支持される農産物を生産することは、安定的な取引関係を構築し、「売れる農業」、ひいては「もうかる農業」につながっていくものです。

このため、食育などを通じた消費者との相互理解の促進や地産地消の定着を図る中で、消費者のニーズを的確に受けとめるマーケットインの発想やニーズを先取りした需要創造型農業の考え方などを意識した経営計画の策定を促すとともに、流通事業者との商談機会や消費者への直接販売の機会の創出などに取り組む、農産物の生産をはじめ、加工や流通なども含め、常に消費者の視点に立った考え方を重視した「売れる農業」の取組定着を進めていきます。

基本視点2 将来にわたる農業の持続的発展

農業は、土と水と太陽から、価値ある産物である農産物を生み出すとともに、農産物生産といった単に経済的な活動だけではなく、県土の保全、自然環境の保全、良好な景

観の形成、文化の伝承など、県民の皆さんの生活にゆとりと豊かさを提供する経済価値だけでは計れない役割（多面的機能）を発揮するといった他の産業にはない特徴を持っています。

こうした農業及び農村の持つ産業としての特徴を継続的に発揮し、安全・安心な農産物の安定的な供給や多面的機能の維持増進など、県民の皆さんの期待に応えていくためには、農業及び農村の活動が将来に向けて持続していくことが必要となります。

三重県の農村では、安定的な兼業機会に恵まれており、これまで兼業の農業従事者によって農業が支えられてきましたが、近年、その高齢化や新たに従事する跡継ぎ等の減少など、農村での農業の労働力構成が大きく変化してきています。このような新たな状況に対応できる合理的で持続的な営農システムを改めて構築していく必要があります。

このため、国の食料政策等を効果的に活用しつつ、農業従事が困難となった農地の円滑な利用調整を地域で進める土地利用調整システムの定着をはじめ、これら農地の営農を担う認定農業者や特定農業団体などの農業経営体の育成・強化とともに、意欲ある若者の新規就農や、組織的な農地保全を図る集落営農、退職人材の回帰就農、他産業からの企業参入の促進など、持続的な生産体制構築に向けた重層的な対策を進めていきます。

また、こうした営農システムを支える基盤である農村の活力の維持・向上を図るため、快適性、利便性や生産性の高い生活環境や農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、災害や獣害につよい地域づくりを進めていきます。

基本視点3 地域の創意工夫を重視した施策の展開

農業及び農村の活性化を図っていくためには、地域の農地、環境、農業に係る知識や文化など農村の資源を有効に活用しつつ、これらを有機的に結びつけ、地域の総合力を動員して、地域全体で生み出していく価値を高めていくことが重要です。

その価値を高めていく方向には、農業生産の維持や効率化を狙った取組から、農産物生産に加え、加工、流通、集客交流などに広がる6次産業や農商工連携など「売れる農業」、さらには「もうかる農業」への発展を狙った取組など、地域の実状や特性に応じてさまざまな段階や方向があります。

このため、地域の実状や特性に応じて、地域の考え方をふまえ、地域自らの活動を育て、伸ばしていくといった地域の創意工夫を重視した施策展開が必要となります。

そこで、市町や関係団体と連携し、農業者等の意欲の増進を図りつつ、自ら目標や方針を定めた計画づくりを進め、その実行を支援していくことを基本として、例えば、地域の農地やコミュニティの維持を中心とする取組をはじめ、集落営農に取り組む地域、農作物の付加価値向上に取り組む地域、自然を生かした誘客に取り組む地域など、幅広い地域課題の解決に向けた取組を促進していきます。また、かんきつや野菜など作目によってつながっている産地や、農産物直売所等を核として多様な作目を生産する産地など、地域のめざす方向に応じた多様な産地形成の促進を図っていきます。

さらに、食にまつわる先端技術や新たな事業展開などの面でサポートできる産学官のネットワーク化やテーマ別クラスター構築等を通じて「みえフードイノベーション」の形成に取り組むことにより、地域の創意工夫を生かした取組の着実な成長につなげます。

(3) めざすべき将来の姿

三重県農業及び農村の活性化のためには、食に対する県民の皆さんの多様化する期待に応えるとともに、将来にわたって農業が持続的に営まれることが重要です。

こうしたことをふまえつつ、三重県農業及び農村がめざしていくべき具体的な4つの姿を定めて、その実現に向け、計画的かつ着実な取組を進めていきます。

①安全・安心な農産物が、安定的に供給されている姿

- ◆効率的な生産体制のもとで多様化する消費者や食品産業事業者のニーズに的確に対応した生産が行われるなど、消費者に信頼される農産物を安定的に供給するための生産・流通体制が整備されています。
- ◆行政による農薬等の使用や食品表示についての適切な監視・指導が行われるほか、食に対する一層の安心感、信頼感の醸成につながる自主衛生管理が生産、加工、流通に携わる人びとに定着しています。

②多様な農業経営が確立され、本県農業が持続的に発展する姿

- ◆意欲ある多様な農業者が確保・育成されるとともに、新規就農者や企業などの新たな参入が拡大し、経営感覚あふれる農業経営の展開や農業団体等の活発な活動が行われています。
- ◆農業の生産基盤が整備・維持される中で、地域の特性を生かした効率的な生産や農業者と消費者との交流などが活発に行われています。

③地域の特性を生かした取組が展開され、本県農村が振興される姿

- ◆豊かな地域の資源を生かした都市住民等との交流の活発化や新たな経済活動が創出されることで、その地域に暮らす一人ひとりが元気に輝き、地域の魅力が高まっています。
- ◆農村地域の快適性や利便性、農業の生産性が高まるとともに、農業の持続的な活動が行われる中で、地域住民の自主的な取組により「獣害につよい集落」が育成されるほか、生産者と県民の皆さんとの連携による多面的機能の維持増進のための活動が活発化することにより、その機能が十分に発揮され、地域の魅力や価値を高めています。

④本県農業及び農村を起点として、新たな価値の創出が図られる姿

- ◆県民の皆さんに豊かで健全な食生活が広がる中で、満足感、環境や健康志向などを満たす新たな価値が積極的に提案され、地域資源の特徴を生かした競争力のある農産物や加工食品、サービス等が充実し、県内外や海外に提供されることにより、農業の活性化と県民の皆さんの豊かな暮らしにつながっています。
- ◆農業者等による環境など社会の成熟化に伴うさまざまな期待への積極的な対応により、農業が県民の皆さんや消費者から適正に評価、支持されています。

2 三重県の農業及び農村の活性化に向けた施策の展開

県民の皆さんの生活の安定と地域経済の健全な発展に資するため、農業及び農村の果たす役割をふまえるとともに、めざすべき将来の姿の実現に向けて、次のとおり、4つの基本施策と主要な目標を定め、取り組んでいきます。

基本施策Ⅰ 安全・安心な農産物の安定的な供給

めざす方向

消費者に信頼される安全・安心な農産物を安定的に供給するため、効率的な生産体制のもとで多様化する消費者や食品産業事業者のニーズに的確に対応できる生産・流通体制の整備を進めます。

また、行政による農薬等の使用や食品表示についての適切な監視・指導を行うとともに、食に対する一層の安心感、信頼感の醸成を図るため、生産、加工、流通に携わる人びとによる自主衛生管理の定着を促進します。

現状と課題

食の安全・安心に対する消費者の関心が高まる中で、農業従事者の高齢化の進行や農産物価格の低迷などによる農業生産の活力低下が懸念されるとともに、農産物の貿易自由化に向けた動きなど、農業をとりまく環境は大きく変化してきています。

こうした状況に対応するため、食料自給力の向上に向けた取組を進めるとともに、多様化する消費者のニーズに応えて、消費者や食品産業事業者に支持される高品質で安全な農産物を安定して供給するための生産から販売に至る体制整備が求められています。

また、食の安全・安心の確保に関わる体制の整備は進んできていますが、農産物への放射性物質の影響に対する対応をはじめ、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫、食品の不適正表示など食に関わるさまざまな問題の発生が依然として続いていることから、食の安全・安心に関する知識や情報などを消費者、生産者、食品産業事業者等が共有できるシステムづくりが重要となっています。

主な取組方向

食料自給力の向上に向け、国の食料政策等を効果的に活用しながら、麦・大豆・新規需要米等の生産拡大や水田の有効利用を促進するとともに、園芸作物における既存産地の充実や新たな産地の育成に取り組みます。

畜産業については、生産技術や飼料自給力の向上、高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病にかかる監視体制の強化などによる安全・安心の確保を進めるほか、肥育素牛の県内生産システムの構築、基幹食肉処理施設の機能充実と必要な施設整備の検討を進めます。

また、園芸作物や畜産物などのブランド力の向上や、安全・安心農業生産技術、G A

PやHACCPの導入などによる安全・安心の確保を進めるとともに、新技術の開発や技術移転の迅速化、農商工連携や6次産業化の促進等の取組との連携を図りながら、県民の皆さん等に支持される安全・安心な農産物を安定的に供給できる生産・流通・販売体制の構築に取り組みます。

さらに、農産物の生産から流通・販売に至る過程での衛生管理や農薬等の生産資材の適正な流通・使用などについて監視・指導を行うとともに、生産者、消費者等との連携による食の安全・安心の確保などを進めます。

基本目標指標

目 標 項 目	【現状値】	【目標値】
	平成 23 (2011) 年度	平成 33 (2021) 年度
食料自給率(カロリーベース)	42% (平成 21 年度)	51% (平成 32 年度)

・県民の皆さんが食料として消費する農水産物のうち県内農水産物により供給が可能な割合(農林水産省「都道府県別食料自給率」)。平成 33 年度の目標値は、平成 34 年春に把握できる平成 32 年度の概算値により測ることとします。

目標達成に向けた施策展開の内容

◆ I - (1) 需要に応じた水田農業の推進

食料自給力の向上のため、麦・大豆・新規需要米等を戦略作物と位置づけ、国の食料政策等を効果的に活用しながら消費者や食品産業事業者への需要開拓・拡大の促進に積極的に取り組むとともに、消費者に支持される米づくりなど需要に応じた生産や効率的な生産体制の構築を進めることにより、水田の有効活用を図ります。

【マネジメント参考指標】

目 標 項 目	【現状値】	【目標値】
	平成 23 (2011) 年度	平成 33 (2021) 年度
水田利用率	93%	102%

・水田面積における作付面積の割合(三重県調べ)

◆ I - (2) 消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進

園芸等産地形成の促進に向けて、農商工連携や6次産業化なども含めた戦略的な産地経営、ブランド力の向上や販路拡大など、既存産地の充実や新たな産地の展開を通じてリーディング産地等の育成に取り組むとともに、農産物直売所等を核とした多品目適量産地づくりを支援します。

【マネジメント参考指標】

目 標 項 目	【現状値】	【目標値】
	平成 23 (2011) 年度	平成 33 (2021) 年度
新たな視点の産地展開に挑戦する園芸等産地増加数	—	40産地

- ・契約栽培や消費地での直接販売、産地単位での6次産業化など、新たな視点を取り入れた産地展開に取り組む園芸等産地の数（三重県調べ）

◆ I - (3) 活力ある畜産業の健全な発展

安全・安心な畜産物の安定供給と畜産農家の経営安定に向けて、生産技術や飼料自給力の向上、畜産物の高付加価値化やブランド化、基幹食肉処理施設の機能充実と必要な施設整備の検討、衛生管理の徹底や家畜伝染病監視の強化など、生産から流通・販売をとおした総合的な支援に取り組めます。

【マネジメント参考指標】

目 標 項 目	【現状値】	【目標値】
	平成 23 (2011) 年度	平成 33 (2021) 年度
近隣府県の畜産産出額に占める割合	13.7% (平成 22 年度)	14.7% (平成 32 年度)

- ・近隣府県（岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府7県）の畜産物の産出額に占める本県の割合（農林水産省「生産農業所得統計」）。平成33年度の目標値は、平成34年春に把握できる最新のデータである近隣府県の畜産産出額に占める割合の平成32年度実績数値により測ることとします。

◆ I - (4) 農畜産物の生産・流通における安全・安心の確保

農畜産物等の安全・安心を確保するため、農薬等生産資材の適正な流通・使用や食品表示などの監視・指導、GAPやHACCPなどの手法等を活用した生産工程管理の促進を図るとともに、「みえの安全・安心農業」の定着や、生産者と消費者等とが連携した相互理解に向けた取組などを促進します。

また、卸売市場の品質管理の高度化や市場の活性化を推進し、市場運営の安定化を進めます。

【マネジメント参考指標】

目 標 項 目	【現状値】	【目標値】
	平成 23 (2011) 年度	平成 33 (2021) 年度
GAP、土づくり、投入資源の効率利用を総合的に進める産地の割合	10%	80%

- ・「みえの安全・安心農業生産推進方針」に基づき、GAP手法の導入、土づくりの励行、投入資源の効率的な利用を総合的に推進している産地の割合（三重県調べ）

基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業生産構造の確立

めざす方向

意欲ある多様な農業者を確保・育成するため、農地集積等による経営規模拡大や集落営農組織の設立を促進するとともに、新規就農者や企業などの新たな参入を促進する環境整備に取り組みます。

また、農業者の経営発展や産地の強化・充実を支援するため、普及活動の効果的な展開や農業団体の活発な活動を促進するとともに、農業の生産基盤を整備します。

さらに、優良農地の確保、農業用水施設等の地域資源の有効活用、新たな商品創出につながる研究開発を進めることにより三重県農業の持続的な発展に取り組みます。

現状と課題

三重県は、温暖な気候、南北に延びる細長い地形、海岸線から山脈に至る多様な自然の中で、京阪神、中京等の大消費地が近いという地理的条件のもと、多様な農業が営まれています。一方、県内には中規模都市が連担しており、他産業への就業機会にも恵まれていることから、農家の兼業化が進んでいます。加えて、若者の流出や農業従事者の高齢化もあり、農村では農業の担い手不足が深刻になるとともに、ライフスタイルの変化や国際化の進展などの影響を受け、農産物価格の低迷が続いています。

このような中、県民の皆さんが安全・安心な食を安定的に享受できるとともに、農業に魅力を感じ、自らの職業として選択し、意欲的に農業経営に取り組むことができる環境を確立していくためには、関係機関が相互に連携した経営支援体制の整備や集落等の地域を単位として農地の利用調整を行い、意欲ある農業者に委ねていく仕組みの構築、環境と調和した効率的で高度な生産基盤の整備が必要となっています。

主な取組方向

集落や産地等でのマネジメント体制を構築し、地域農業の持続的な発展を図るため、普及指導活動の展開や農業団体等と連携する中で、「地域活性化プラン」の策定・実践に取り組む地域等を支援するとともに、農業者の経営発展や女性・高齢者等の活動が活発に行われる環境づくりに取り組みます。

意欲ある多様な農業者の育成を図るため、国の食料政策等を効果的に活用し持続的、発展的に経営を展開していくための支援を行うとともに、集落等を単位として持続的、安定的な営農体制を確立するための集落営農組織等の設立、適切な運営や法人化の支援等に取り組みます。

新たな経営体等の確保・育成を図るため、新規就農希望者や新規参入企業、障がい者等への就農支援や技術指導、雇用者となる農業者等への必要な情報の提供等を行います。

また、農業者の経営発展や産地の強化・充実を図るため、環境と調和した生産や低コスト化、高度化に対応できる農業生産基盤の整備、農業用施設の機能維持のための取組

や防災対策、耕作放棄地の再生等により、優良農地の確保を進めます。

さらに、農畜産技術の研究開発と移転を通じて、農業者や食品産業事業者等による県民の皆さんの多様化するニーズに応える新たな商品やサービスの提供を促進します。

基本目標指標

目 標 項 目	【現状値】	【目標値】
	平成 23 (2011) 年度	平成 33 (2021) 年度
農業経営体数(認定農業者、集落営農組織等)	2,346 経営体	3,000 経営体

・積極的に経営改善や規模拡大を図ろうとする農業経営体(認定農業者及び集落営農組織等)の数(三重県調べ)

目標達成に向けた施策展開の内容

◆Ⅱ－(1) 地域の特性を生かした農業・農村の活性化

農業及び農村の活性化を図るため、普及指導活動の展開や農業団体等と連携する中で、集落や産地などによる「地域活性化プラン」の策定・実践を促進するとともに、その支援体制の整備を進めます。

【マネジメント参考指標】

目 標 項 目	【現状値】	【目標値】
	平成 23 (2011) 年度	平成 33 (2021) 年度
地域活性化プラン策定数	50 プラン	550 プラン

・地域や産地などを単位に策定される農業・農村の活性化のための活動プランの数(三重県調べ)

◆Ⅱ－(2) 地域の持続的な営農の仕組みづくり

集落等の地域を単位とした持続的な営農の仕組みづくりに向けて、土地利用調整ルールづくり、集落営農組織の設立や法人化等を進めます。

【マネジメント参考指標】

目 標 項 目	【現状値】	【目標値】
	平成 23 (2011) 年度	平成 33 (2021) 年度
持続的な営農の仕組みを有する集落の割合	29%	75%

・県内の農業集落に占める、集落等の地域を単位として農地や農作業の利用調整を行う体制が整っている集落の割合(三重県調べ)

◆Ⅱ－(3) 多様な農業経営体の確保・育成

意欲ある多様な農業者の育成を図るため、経営の安定・発展のための支援を行うとともに、新規就農希望者や農業参入企業、障がい者等への就農・技術支援を通じて新たな経営体等の確保に取り組みます。また、さまざまな方針決定の場への女性の登用、

女性起業家の育成等に向けた取組を進め、農業及び農村における男女共同参画を促進します。

【マネジメント参考指標】

目 標 項 目	【現状値】	【目標値】
	平成 23 (2011) 年度	平成 33 (2021) 年度
新規就農者数	108人 (平成 22 年度)	110人

・県内で農業へ就業した 45 才未満の人の数（農水商工部農業経営室調べ）

◆ II - (4) 農業生産基盤の整備・保全

農業生産力の強化に向けて、環境と調和した生産や低コスト化、高度化に対応できる農業生産基盤の整備を進めるとともに、頭首工や用水路などの農業用施設の機能維持のための取組や防災対策を進めます。また、優良な農地の維持・保全や有効利用を促進するとともに、耕作放棄地の解消や未然防止対策を進めます。

【マネジメント参考指標】

目 標 項 目	【現状値】	【目標値】
	平成 23 (2011) 年度	平成 33 (2021) 年度
基盤整備済み農地における担い手への集積率	33%	60%

・パイプライン化など高度な基盤整備を実施した地域における認定農業者への農地集積率（三重県調べ）

◆ II - (5) 農畜産技術の研究開発と移転

県民の皆さんの多様化するニーズに的確に応えられる農畜産技術等の研究開発と農業者や食品産業事業者等への移転を通じて、新たな商品やサービスの提供を促進します。

【マネジメント参考指標】

目 標 項 目	【現状値】	【目標値】
	平成 23 (2011) 年度	平成 33 (2021) 年度
農畜産技術の開発成果が活用された商品等の数（累計）	—	250件

・農業研究所及び畜産研究所が取り組む研究開発から生み出された成果のうち、次の①②のいずれかに該当する技術が活用された農業者等の商品やサービス等の件数（三重県調べ）

①開発技術、②県が開発した特許・品種等

基本施策Ⅲ 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持増進

めざす方向

農村地域に暮らす一人ひとりが元気に輝くとともに、地域の魅力が高まるよう、豊かな地域の資源を生かした都市住民等との交流の活発化や新たな経済活動の創出等に取り組みます。

また、農業の持続的な活動が行われる中で農村の機能が十分に発揮されていくよう、快適性や利便性、農業の生産性の向上を図るとともに、地域住民の自主的な取組による「獣害につよい集落」の育成、生産者と県民の皆さんとの連携による多面的機能を維持増進する活動の活発化等に取り組みます。

現状と課題

社会情勢の変化に伴い、農村地域では農家と農家でない方々との混住化、過疎化、高齢化が進むとともに、地域の基幹産業である農業等の低迷により、地域活力の低下や担い手不足が深刻化しています。特に、中山間地域では過疎化、高齢化の進行が著しく、集落や地域コミュニティの機能低下に加えて、野生鳥獣による農作物への被害の増加などにより耕作放棄地が増加するとともに、地域が有する多面的機能の維持も困難になりつつあります。

一方、「心の豊かさ」への志向などを反映して、美しい景観や伝統文化に恵まれた農村に対する「ゆとり」や「やすらぎ」などの多面的な機能への期待が高まっています。

こうした状況をふまえ、農業者や地域住民による地域の豊かな資源を生かした活性化を図ることにより、農業を支える基盤である農村の活力を向上していくことが重要となっています。

主な取組方向

災害に強い農村地域づくりをソフト面、ハード面の両面から進めるとともに、快適性、利便性や農業の生産性の向上のための生活環境や生産基盤の整備に取り組みます。

また、大きな地域課題となっている野生鳥獣害対策については、人の生活と自然との共生や生物の多様性を考慮するワイルドライフ・マネジメントの考え方に沿って、「生息管理」と「被害対策」を組み合わせ総合的に実施していきます。そのため、地域の実状に即した狩猟や捕獲、獣肉処理・利用体制の構築を進めるとともに、集落全体で対策活動について話し合い、行動する「獣害につよい集落」づくりを推進します。

さらに、人、自然、文化、農産物等の豊かな地域資源を生かしたグリーン・ツーリズム等都市と農村の交流・共生を促進し、地域住民や訪れた人びとが満足できる魅力的な地域づくりや、地域に密着した新たな経済活動（「いなかビジネス」）を促進することにより、元気な農村づくりを進めます。

国土保全、水源かん養、自然環境の保全、景観の形成、文化の伝承など農業及び農村

が持つ多面的機能の維持増進を図るため、地域住民や都市住民などのさまざまな主体の連携により、社会共通資本である農地・農業用水等の地域資源の保全・活用を促進するとともに、中山間地域等での適切な農業生産活動の促進に取り組みます。

基本目標指標

目 標 項 目	【現状値】	【目標値】
	平成 23 (2011) 年度	平成 33 (2021) 年度
農山漁村地域の交流人口	5,086 千人 (平成 22 年度)	5,670 千人 (平成 32 年度)

・農山漁村地域において、農山漁村の暮らしや食文化、農林水産業等を身近に体験することのできる主要な施設の利用者数（三重県調べ）。平成 33 年度の目標値は、平成 34 年春に把握できる平成 32 年度の実績値により測ることとします。

目標達成に向けた施策展開の内容

◆Ⅲ－（１）安全・安心な農村づくり

生活環境や生産基盤の整備、防災対策を通じて、快適性、利便性、農業の生産性の向上や安全・安心な農村づくりを進めます。

【マネジメント参考指標】

目 標 項 目	【現状値】	【目標値】
	平成 23 (2011) 年度	平成 33 (2021) 年度
生活環境を整備する農山漁村集落数	2 集落	3 6 集落

・新たに農山漁村集落内の道路、排水路、防火水槽等の生活環境の整備を行った集落数（三重県調べ）

◆Ⅲ－（２）獣害につよい農村づくり

農村地域における鳥獣被害の軽減に向け、人の生活と自然との共生や生物の多様性を考慮しつつ、地域の実状に応じた狩猟や捕獲、獣肉処理・利用体制の構築、集落全体での防御対策など、「生息管理」と「被害対策」を組み合わせた総合的な取組の促進を図ることにより、獣害につよい集落づくりを進めます。

【マネジメント参考指標】

目 標 項 目	【現状値】	【目標値】
	平成 23 (2011) 年度	平成 33 (2021) 年度
野生鳥獣による農業被害金額	4 7 3 百万円 (平成 22 年度)	3 3 1 百万円以下 (平成 32 年度)

・サル、ニホンジカ、イノシシ等による農業の被害金額（三重県調べ）。平成 33 年度の目標値は、平成 34 年春に把握できる平成 32 年度の実績値により測ることとします。

◆Ⅲ－（３）人や産業が元気な農村づくり

都市住民や企業等との交流・連携の促進などを通じて、農村をさまざまな主体が関わる中で支えていく仕組みや住民の生きがいがづくりに取り組むとともに、自然、文化、農産物等農村地域の豊かな地域資源を活用した交流人口の拡大、就業機会の創出・確保を図ることにより、人や産業が元気な農村づくりにつなげます。

【マネジメント参考指標】

目 標 項 目	【現状値】	【目標値】
	平成 23 (2011) 年度	平成 33 (2021) 年度
「いなかビジネス」の取組数	101件 (平成 22 年度)	260件

- ・中山間地域における、地域の農産物をはじめ自然、文化、人等の豊かな地域資源を生かした新たな経済活動創出の取組数（三重県調べ）

◆Ⅲ－（４）多面的機能の維持増進

地域住民をはじめさまざまな主体との連携による、水路や農道など生産基盤の保全管理や生態系の保全、景観形成などの活動を促進することにより、農業及び農村の持つ多面的機能の十分な発揮と、農村における地域活動の活性化につなげます。また、中山間地域等の農地の耕作放棄を未然に防止し、適切な農業生産活動が持続的に行われるよう、生産条件に関する不利を補正するための支援を行います。

【マネジメント参考指標】

目 標 項 目	【現状値】	【目標値】
	平成 23 (2011) 年度	平成 33 (2021) 年度
農村の資源保全活動対象集落数	424集落	600組織

- ・農業・農村の持つ多面的機能の重要性を理解し、さまざまな主体が参画する地域の農地・農業用施設等の保全活動が展開される集落数（三重県調べ）

基本施策Ⅳ 農業・農村を起点とした新たな価値の創出

めざす方向

農業の活性化と県民の皆さんの豊かな暮らしの実現に向けて、消費者の多様な期待への的確な対応と、満足感や環境・健康志向などを満たす新たな価値の積極的な提案を通じて、地域資源の特徴を生かした競争力ある農産物やそれらの加工品・サービスの充実を図るとともに、県内、大都市圏をはじめとする県外や海外などに効果的に提供していくための環境整備を進めます。

また、農業が県民の皆さんや消費者に支持されるよう、環境など社会の成熟化に伴うさまざまな期待への積極的な対応を図る生産活動等を促進します。

現状と課題

高齢化等により1人あたりの食料消費が減少するとともに、ライフスタイルの変化に伴う個食化、食の外部化・簡便化の進行により食生活における外食、中食、調理食品の利用が増えています。

加えて、消費者ニーズの多様化が進み、地域の個性的な食や農村の文化・風土に根づいたサービス等に対するニーズの高まりが見られる中で、農産物直売所、インターネットなどによる販売が拡大するなど農産物や加工食品等の流通形態が多様化しています。

さらに、消費者に支持される農業を構築していくためには、生産活動における環境に配慮した取組の展開など、社会の成熟化に伴うさまざまな期待への積極的な対応が求められるようになってきています。

こうした中、三重県農業が持続的に発展し、「売れる農業」、さらには「もうかる農業」になっていくためには、食育や地産地消運動の推進により食と農業の結びつきが強化されるとともに、消費者ニーズを的確にとらえた経営の展開、付加価値の向上や新たな市場の開拓をとおして新しいビジネスモデルが創出されるなど、多様な取組が展開されていくことが必要です。

主な取組方向

県産品が広く認知され、競争力を獲得、強化していくことができるよう、食に関わる先端技術開発や新事業展開などの面でサポートできる産学官ネットワーク等によるみえフードイノベーションの形成に取り組むとともに、健康などの多様なニーズに対応する商品の開発促進や、県内や大都市圏等をはじめとする国内外で販売、流通促進を図るなど「売れる農業」、さらには「もうかる農業」の実現に向けた取組を進めます。

また、「もうかる農業」の実現に向けて、三重県営業本部のもと、県産品の認知度向上や県内事業者が国内外で販路拡大をめざす取組を促進します。

さらに、食育や地産地消運動の推進とあわせて、企業等との連携により環境貢献や障がい者雇用など新たな価値を伝える「見える化」の取組を進めるなど、県民の皆さんと農業とが支え合う関係づくりに取り組みます。

基本目標指標

目 標 項 目	【現状値】	【目標値】
	平成 23 (2011) 年度	平成 33 (2021) 年度
県産品に対する消費者満足度	25%	60%

・県産の農林水産物等に対して、満足していると回答した県内消費者の割合（三重県調べ）

目標達成に向けた施策展開の内容

◆IV－（１）新たなビジネス創出に向けた基盤づくり

みえフードイノベーションの形成等を通じて、マーケットインの発想で農産物の高付加価値化やブランド化に挑戦する意欲的な農業者や食品産業事業者等を対象に、その取組に対する支援を行い、新しいビジネスモデルの創出を促進します。

【マネジメント参考指標】

目 標 項 目	【現状値】	【目標値】
	平成 23 (2011) 年度	平成 33 (2021) 年度
農林水産資源を高付加価値化するプロジェクトの創出数（累計）	—	55件

・企業等との連携により農林水産資源を高付加価値化するみえフードイノベーション・プロジェクト等の創出数（三重県調べ）

◆IV－（２）新たなマーケティング戦略の展開

消費者ニーズや市場動向を把握・分析し、新たな需要の創造を促進することを通じて、農産物直売所等を核とした県産農産物の新たな域内流通の仕組みづくりを進めるとともに、大都市圏、海外へ向けた販路拡大や売り上げの増加に取り組む事業者を支援し、経営の発展と地域の活性化につなげます。

【マネジメント参考指標】

目 標 項 目	【現状値】	【目標値】
	平成 23 (2011) 年度	平成 33 (2021) 年度
大都市圏等への販路拡大をめざす事業者の売上げ伸び率	100	120

・県が実施する販路拡大事業等に参加した事業者の対象品目の売上額の平成 23 年度を基準（100）とする伸び率（三重県調べ）

◆IV－（３）県民の皆さんと農業との支え合う関係づくり

県内で生産される農産物の供給等を通じ、県民の皆さんの豊かな生活につながるよう、消費者の期待と信頼に応える生産・流通活動の促進を図るとともに、食品産業事業者や消費者団体等との連携による食育や地産地消の促進に取り組みます。

また、環境貢献や障がい者の農業就労支援などの取組を通じて、農業に係る新たな価値の創出とその「見える化」を進めることにより、県民の皆さん等の県産品に対す

る満足度の向上を図ります。

【マネジメント参考指標】

施 策 目 標 項 目	【現状値】	【目標値】
	平成 23 (2011) 年度	平成 33 (2021) 年度
企業との連携による食育等のPR回数	—	8回

・企業との連携によるイベント等を通じて食育等のPRを行った回数（三重県調べ）